

# 国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## マイナ保険証を使っていますか？

健康保険証はマイナ保険証に切り替わります。令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

※12月1日時点でお手元にある保険証は有効期限まで使用できます。マイナ保険証を持っていない人には、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには？

Step ① マイナンバーカードを申請

Step ② マイナンバーカードを健康保険証として登録

※市民課でも手続きができます。

## ◎マイナ保険証を使うメリット◎

### ①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、医療費を20円節約でき、自己負担額も低くなります。

### ②よりよい医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるので、治療に役立てることができます。

### ③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

詳しくは、厚生労働省ホームページで確認

マイナンバーカード 保険証利用



# 国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 人間ドックを受診しませんか？

水俣市国民健康保険では、次の5つの条件を全て満たす人に人間ドック受診費用の一部を助成しています。(定員 140人)

### ■申込資格

- ①水俣市国民健康保険に加入し、国民健康保険税を完納している人
- ②令和6年度末の年齢が30歳以上で、75歳の誕生日の前日までに受診できる人
- ③前年度に、市の「特定けんしん」、「30代けんしん」または「人間ドック助成」を受けた人
- ④今年度実施される、市の「特定けんしん」などを重複して受けない人
- ⑤検査結果が市に提供され、結果によっては、市の保健指導を受けることに同意する人

■申込期間 6/1(土)～令和7年2/28(金)

■申込方法 右記の二次元コードまたは電話で申し込んでください。



### ■人間ドック指定医療機関

総合医療センター、岡部病院、尾田胃腸科、山田クリニック、市川内科クリニック

### ■助成額

○30歳～40歳未満の人 1人3万円

○40歳～74歳の人 1人2万5千円

※検査費用の総額が助成額に満たない場合は、総額(税込み)の7割を助成します。

### ★注意事項★

人間ドックの検査前に申し込みが必要です。詳しくは、市ホームページまたは、申込後に届く資料を確認してください。

# 国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 医療費節約のために・・・

### ①ジェネリック医薬品をご利用ください！

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される医療用医薬品です。新薬と同等の効能、効果を持ち、新薬よりも価格が安く設定されているため、薬代の節約につながります。

### ②OTC医薬品（市販薬）を活用してください！

自分自身の健康に関心を持ち、軽微な不調は自分で対処することをセルフメディケーションと言います。OTC医薬品（市販薬）を購入した場合、購入費用の一部を課税所得から控除する制度があります。（セルフメディケーション税制）

詳しくは、厚生労働省のホームページを確認してください。

厚生労働省 HP ▶



### ★歯周疾患検診にかかる検査費用を助成します★

歯周病は、お口の健康だけでなく、全身の健康に影響を与える原因になります。

この機会に、歯周疾患検診を受けてみませんか？

■対象者 水俣市国民健康保険に加入しており、令和6年度末の年齢が20歳以上、75歳の誕生日前日までに受診できる人

■定員 先着100人

■自己負担額 500円

■受診方法 対象の歯科医院で検診を予約後、窓口で保険証を提示して受診してください。

### ■対象歯科医院

伊藤歯科医院、出来田歯科診療所、ながた歯科医院、深水歯科医院、浮池歯科医院、みのだ歯科医院





この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 新しい健康保険証は届きましたか？

8月から使用できる国民健康保険被保険者証を7月に送付しました。保険証は自動更新されますが、限度額適用認定証は更新の手続きが必要です。引き続き限度額適用認定証が必要な人はマイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるものを持参して市民課で手続きをしてください。

また、マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証がなくても、医療機関で限度額を超える支払いが免除されます。ぜひ、マイナ保険証を利用してください。

詳しくは厚生労働省  
ホームページを確認して  
ください。



厚生労働省 HP ▲

## 交通事故などに遭った場合は必ず 「第三者行為による傷病届」の提出を！

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合の医療費は、原則加害者が負担するべきものですが、手続きをすることで国保を使って医療機関にかかることができます。交通事故などに遭った場合は、必ず市民課窓口にご相談し、書類の提出をお願いします。

また、自損事故の場合は第三者行為ではないですが、事故の内容を確認するため届出が必要です。

### <このような場合も第三者行為に該当します>

- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・飲食店などで食中毒に遭った





国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

● 市民課 ☎ 61-1622

## 年に一度、健康診査を受けていますか？

健康診査の結果からは、自分の身体の変化や、生活習慣病のリスクなどを判断することができます。生活習慣病は、自覚症状がないまま病状が進行していき、症状に気付いた頃には重症化しているという恐ろしい病気です。

身体の変化に気付くため、病気の早期発見のためにも年に1度は健康診査を受診しましょう！

### 令和6年度実施の健康診査について

個人の状況に合わせて、より多くの人々が健康診査を受診できるよう、市では3種類の健康診査を実施しています。

#### ①集団健診

決められた日程で、健診車などで行う健康診査です。(● いきいき健康課 ☎ 63-3202)

#### ②個別特定健診

市内の医療機関で受診できる健康診査で、都合の付く日程で、病院に予約を取り受診します。

#### ③みなし健診

病院で定期的に検査などを行っている人にお勧めの受診方法で、検査結果を健康診査結果として情報提供するものです。改めて検査を受ける必要がないのもメリットです。

※②、③に必要な受診券は、7月上旬までに集団健診の申し込みがなかった国民健康保険被保険者へ8月下旬に送付しています。



市内で、国民健康保険税などに関する運付金詐欺と思われる電話が確認されています。  
電話で「お金」の話が出たら詐欺を疑い、家族や警察署に相談してください。

# 国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## マイナ保険証を持っていますか？

現行の健康保険証は、マイナ保険証へと移行するため、12月2日から発行されなくなります。医療機関を受診する際、既にマイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証を提示してください。

「12月2日以降、現行の健康保険証が使用できなくなるのでは？」と心配する人もいるかもしれませんが、12月2日時点で健康保険証を持っている人は、その保険証も有効期限まで使用することができます。誤って破棄しないようにしてください。

また、マイナ保険証を持っていない人には、保険証に代わる「資格確認書」を有効期限が切れる前に発行します。これまでと同様に医療機関を受診できるので安心してください。



### ★マイナ保険証を利用するためには？

#### STEP1. マイナンバーカードを申請

- ① スマートフォンなどからオンライン申請
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機から申請

#### STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

- ① 医療機関や薬局のカードリーダーから登録
- ② マイナポータルから登録
- ③ セブン銀行 ATM から登録



※申請と登録は、市民課窓口でもできます。

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトへ

マイナンバーカード 保険証利用



# 国保だより

今回は、熊本県による国民健康保険料(税)水準の統一についてお知らせします。☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 保険料(税)水準の統一とは？

国保加入者が納める国保税は医療費に充てるため、県に納付しています。現在は 45 市町村ごとに定めている国保料(税)ですが、今後、県が全市町村の医療費総額などから同一の税率を決定し、県内どこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料(税)を支払うこととなります。

市町村ごとの医療費負担を県全体で支え合う仕組みになることで、特に水俣市のように小規模で医療費水準が高い市町村では、高額な医療費が発生しても国保財政の安定化を図ることができます。

## 熊本県はいつ保険料(税)水準を統一するの？

県では令和 12 年度に保険料(税)水準を統一すると定め、準備を進めています。

## 保険料(税)水準の統一に向けた市の課題は？

水俣市は 10 年ほど税率の改正(※国に示されたものを除く)をしておらず、国保会計の単年度収支は、平成 30 年度以降 6 年連続の赤字となっています。これまでは国保会計の基金(いざという時の貯金)で不足分を補填することにより国保会計を維持してきましたが、この基金も減少しています。

そこで市は、令和 12 年度の保険料(税)水準の統一も視野に、段階的な税率の見直しを検討しています。保険料(税)水準の統一については、今後も随時お知らせします。

# 国保だより

今回は、令和5年度の水俣市国民健康保険事業決算の概要をお知らせします。☎ 市民課 ☎ 61-1622

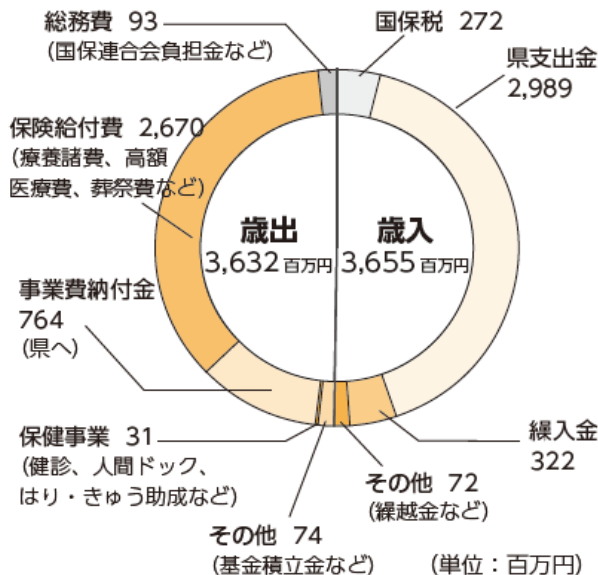
## 国保特別会計の収支状況

被保険者数の減少に伴い、事業費は縮小傾向にありますが、不足分を基金からの繰入金等で補っている状況で、前年度繰越金、基金積立金などを差し引いた単年度収支は6年連続の赤字です。

単年度収支 (単位:百万円)

令和4年度	令和5年度
▲ 84.5	▲ 147.2

赤字の解消に向けて、最も大切なことは、被保険者の皆さんが健康で、毎日をいきいきと生活し、医療費を抑制することです。特定健診による病気の早期発見・早期治療やジェネリック医薬品の活用についても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。





# 国保だより

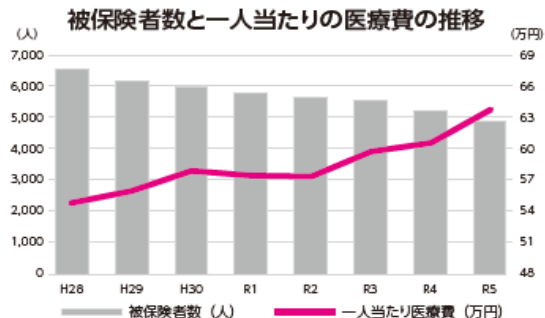
前号に引き続き、令和5年度の水俣市国民健康保険事業決算の概要をお知らせします。☎ 市民課 ☎ 61-1622

令和5年度は被保険者数が341人減少（後期高齢者医療制度へ移行など）したことに伴い、医療費総額は減少していますが、一人当たり医療費は32,288円の増額となり、令和2年度から毎年増加しています（令和4年度の熊本県の一人当たり医療費は456,724円。令和5年度は3月に公表予定）。

水俣市は平成28年度以降、国保税の税率改定を行っていませんが、その間、一人当たり医療費は90,298円増加し、単年度収支の赤字が続いていることから、今後、税率改定は避けては通れないところとなっています。一人一人が、健康を意識した生活を送ることで、医療費が抑制され、ひいては国保財政の安定運用につながります。

被保険者数および医療費 (単位:人、円)

年度	被保険者数	医療費総額	一人当たり医療費
R4	5,306	3,199,300,429	602,959
R5	4,965	3,154,003,094	635,247
前年比	▲ 341	▲ 45,297,335	32,288



# 国保 だより

この連載では市の国民健康保険についてお知らせします。  
☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 高額療養費の手続きが簡単になりました!

高額療養費とは、1カ月に支払った保険適用分の医療費が一定の額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

これまで、高額療養費の申請には、診療月ごとに医療機関などの領収書が必要でしたが、初回に口座登録をすることで、以降の申請が不要となり、高額療養費に該当する場合には自動で指定口座に振り込まれるようになります。

高額療養費の支給対象者には、随時お知らせを送付しています。手続きの簡素化を希望する人は、申請書を提出してください。

詳しくは市HPを  
確認してください ▶



## 特定健康診査の受診をお忘れなく!

特定健診は毎年受診することで、体の変化に気付くことができ、重大な疾患の早期発見や生活習慣を見直すきっかけとなります。受診していない人はこの機会にぜひ受診してください。

- ①**個別特定健診** 市内の医療機関で受診できる健康診査です。病院に予約を取り受診します。
- ②**みなし健診** 病院で定期的に検査などをしている人にお勧めの受診方法です。検査結果を健康診査結果として情報提供するものです。

■**受診期限** 3月31日(総合医療センターのみ3月14日)

特定健診を受ける際に必要な受診券は、対象者に8月下旬に郵送しています。紛失した場合も市役所で再発行が可能です。再発行を希望する人は、連絡してください。

# 国保だより

この連載では市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

## 保険税水準の統一に向けた市の取り組みについて

熊本県は令和12年度に保険税水準の統一（詳細は11月号に掲載）を目指していますが、本市の現行税率は県下で3番目に低く、県の示す標準保険料率の平均とは大きな開きがあります。

また、本市は、平成28年度に資産割を廃止して以降、保険税の改定を行っておらず、12月号、1月号でお知らせしたように、国保財政の収支は6年連続の赤字となっています。

被保険者数の減少により国保税収は減少しているものの、一人当たり医療費は年々増加しており、不足分は基金（災害等の緊急時や赤字補填に使うためのもの）で補填してきましたが、このままでは近い将来、基金も底をつきます。

本市のような小規模自治体の国保財政を支えるため、平成30年度に国民健康保険法の改正が行われ、県単位での運営体制に移行し、各県が保険税水準の統一に取り組んでいます。

本市では、被保険者の急激な負担増とならないよう、令和8年度からの段階的な改定を進めていくこととしており、まず、6月頃に詳細を記載したお知らせを被保険者の皆さまに郵送します。その後、9月頃から市内各地で地域説明会を開催しますので、ぜひ参加いただきたいと思います。

被保険者の皆さまには、新たなご負担をお願いすることとなりますが、本市国保財政の状況や、お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨を理解いただき、今後の安定運用に向けた取り組みにご協力をお願いします。